

○那須烏山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

平成17年10月 1 日条例第40号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条の規定に基づき、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(議会の議決に付すべき契約)

第 2 条 法第96条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第 3 条 法第96条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、その面積が 1 件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年10月 1 日から施行する。